平成２９年（フ）第１０５号
東京都板橋区小豆沢２丁目５番１－306号、申立て時の住所千葉県匝瑳市飯倉1365いいぐら団地288号室
債務者　伊藤　千照
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２９３号
静岡県伊豆市修善寺261番地の７
債務者　町田　久雄
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３０４号
静岡県三島市青木206番地の１　クレストール松金205
債務者　長谷川大輔
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２２９１号
大阪市生野区巽東３丁目２番12―707号
債務者　川上　麻衣
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９６３号
大阪市北区天神橋７丁目13番18―707号
債務者　古財　大二
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１１５号
大阪市東淀川区大桐５丁目19番11号　ラ　リビエール　303号
債務者　竹永　光絵（旧姓新本・藤田）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１４１号
大阪市西成区岸里東２丁目７番７号　西本ハイツ　４Ｂ
債務者　藤田　裕二
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２０８号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪府茨木市桑田町24番４号
債務者　石村　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２４１号
大阪市住吉区我孫子東１丁目７番６－401号
債務者　西馬　光成
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２６４号
大阪市生野区勝山北２丁目11番26号　ハイツ110　４－Ａ
債務者　松井　康雄
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２６８号
大阪市此花区島屋３丁目２番22号
債務者　田川紗那江
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２７１号
大阪市住之江区粉浜２丁目５番13号
債務者　田川　辰美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２７２号
大阪市住之江区粉浜２丁目５番13号
債務者　田川　悦子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５４４号
大阪府東大阪市長田西２丁目３番35―306号
債務者　東山　美保
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６２９号
大阪府東大阪市菱屋西１丁目12番25号　トマトハイツ菱屋西　305号室
債務者　栗山　竜彦
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６４４号
大阪府寝屋川市仁和寺本町６丁目３番12―505号
債務者　春日美智子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６８５号
大阪市東住吉区北田辺４丁目11番13―205号
債務者　青山　宏美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部